

国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会運営要領 新旧対照表

現行	改正後
<p>(庶務)</p> <p>第7条 専門部会の庶務は、<u>福祉保健部障害福祉課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 専門部会の庶務は、<u>福祉部障害福祉課</u>において処理する。</p>